

令和 2 年度事業計画について

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日まで)

1. 知的障害者専門相談事業

兵庫県手をつなぐ育成会へ相談室の開設を委託し、各種相談を行う。

- ・知的障害者専門相談室 原則週 2 回（曜日は変動） 10:00～16:00

2. 施設等助成金交付

各施設に対し保険加入事務手続き等の事務費を助成する。

【 助成基準 】

- 1) 兵庫県生活サポート協会加入者数 5 名以上 年間 3,000 円
 - 2) 同 加入者数 10 名以上 年間 5,000 円
 - 3) 同 加入者数 30 名以上 年間 7,000 円
 - 4) 同 加入者数 50 名以上 年間 10,000 円
- (加入者数は前年度末の加入者数とする。)

3. 地域生活支援事業

① 各支部活動費の助成（会員間の研修と交流）

各支部が実施する研修会・講演会・会員相互の交流イベント等の開催に対し助成する。

ただし、飲食のみの交流事業は助成対象外とする。

地域生活支援事業助成金・・・1 支部 限度額 50,000 円（年間）

② 兵庫県手をつなぐ育成会と研修の共催

③ 兵庫県手をつなぐ育成会や全国手をつなぐ育成会連合会の研修会等へ参加

4. 就労に関する相談・支援に関する事業

① 兵庫県手をつなぐ育成会と研修の共催

- ・障害基礎年金学習会の開催 予定：4 校（特別支援学校）

② 兵庫県手をつなぐ育成会や全国手をつなぐ育成会連合会の研修会等へ参加

- ・第 59 回近畿知的障害者福祉大会（第 64 回兵庫県知的障害者福祉大会併催）

令和 2 年 11 月 21 日（土）【尼崎市アルカイクホール】

- ・第 7 回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会愛媛大会【愛媛県県民文化会館】

令和 2 年 10 月 3 日（土）・4 日（日）

5. 権利擁護事業

① 権利擁護委員会の運営

兵庫県手をつなぐ育成会と一体となって障害者の権利擁護のための啓発活動や研修会等を開催するほか、必要に応じ県などへの要望活動を行う。

② 権利擁護事業助成制度

兵庫県サポート協会各支部が地域の関係団体と連携して実施する権利擁護事業に対し助成する。

- ・助成団体：兵庫県サポート協会各支部（年間3団体）
- ・助成事業：権利擁護や成年後見制度等についての研修会など
- ・助成額：1団体あたり年間150,000円以内
- ・参加対象：兵庫県サポート協会会員・施設関係者等

【事業例】

- ① 差別解消や権利擁護に係るセミナー
- ② 成年後見人制度に関する研修会
- ③ 各種相談会
- ④ 先進的なサービスを提供している施設への視察

③ 兵庫県手をつなぐ育成会や全国手をつなぐ育成会連合会の権利擁護セミナー等へ参加

6. 機関誌の発行

活動状況を広く情報提供するため、機関誌を発行する。

- ① 発行回数・・・年1回（8月）
- ② 機関誌発送作業 予定支部
令和2年8月・・・明石 支部

7. 理事会・総会等の開催

- ① 理事会 年2回
- ② 総会 年2回
- ③ 三役会 年6回
- ④ その他

8. 事務局の効率的運営

兵庫県サポート協会事務局業務の一部を兵庫県手をつなぐ育成会に委託し、事務局の効率的な運営を図る。